

令和2年第3回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年5月15日（金曜日） 午後 2時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 7号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 8号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 9号 専決処分の承認について
「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」（第2号）
- 第 7 議案第33号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君

財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
商 工 観 光 課 長	高 橋 伸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	菅 豪 志 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第3回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第3回羽幌町臨時議会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、専決処分の承認3件、議案として令和2年度補正予算案1件の合わせて4件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第 2 1 条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第 7 号～承認第 8 号

○議長（森 淳君） 日程第 4、承認第 7 号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第 5、承認第 8 号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上 2 件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第 7 号及び承認第 8 号につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第 7 号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 4 月 3 0 日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和 2 年 4 月 3 0 日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

今回の税制改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及び蔓延の防止のための措置が納税者の方々に及ぼす影響の緩和を図るための改正となっております。

まず初めに、町民税であります。1、寄附金税額控除の特例であります。新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベント等を中止などした主催者に対する入場料などの払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除税額の特例を新設するものであります。

次に、2 の住宅ローン控除制度の特例であります。新型コロナウイルス感染症等の影

響による住宅建設の遅延等一定の要件を満たす場合、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度まで1年度延長するものであります。

続いて、固定資産税であります。1の事業用家屋及び償却資産に対する課税標準の特例であります。新型コロナウイルス感染症等の影響により本年2月から10月までの連続する3か月間の事業収入が前年同期に比べて一定割合以上減少している場合、令和3年度課税の1年分に限り中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に対する課税標準を2分の1またはゼロとするものであります。

次に、2のわがまち特例の拡充であります。新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の家屋及び構築物を追加するものであります。

続いて、軽自動車税であります。環境性能割の臨時的軽減の延長であります。自家用の3輪以上の軽自動車に係る環境性能割の税率を1%分減額する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長するものであります。

続いて、その他の徴収猶予制度の特例措置であります。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当する減少があり納税が困難な事業者に対し、1年間徴収を猶予できる特例を新設するものであります。

改正内容につきましては以上であります。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりますが、一部につきましては令和3年1月1日となっております。

これで承認第7号の説明を終わります。

次に、承認第8号 専決処分の承認についてご説明いたします。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年5月15日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和2年4月30日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。説明資料の裏面に記載の羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に記載しておりますが、先ほどの羽幌町税条例の一部改正において固定資産税で説明いたしましたわがまち特例に関する部分を除いた部分と同様であ

りますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりますが、一部につきましては令和3年1月1日となっております。

これで承認第8号の説明を終わります。

以上、承認第7号及び第8号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第7号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 先ほど固定資産税に関する説明があったのですが、ちょっと分かりづらかったので、もう一度、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

固定資産税の部分でわがまち特例につきましては、あまり町内の事業者の方は関係ないとは思いますが、固定資産税の部分につきましては、コロナウイルスの影響に關しまして今年の2月から今後の10月までの間でその連続する3か月間、例えば2月、3月、4月ですとか4月、5月、6月、10月までオーケーですので、事業者によっては8、9、10、この3か月間でも結構です。この3か月間の事業収入につきまして昨年、令和元年、そのときの期間と比べて、この下のほうの枠にありますけれども、減少率が30%以上50%未満減少している場合につきましては、令和3年度、来年度にかかる固定資産税になりますけれども、それにつきましては2分の1になるという規定になっております。また、50%以上減少している場合につきましては全額、令和3年度につきましては固定資産税が免除になる形になります。今回こういう形でどうしても資料として載せているのと、なかなか地方税法全体の部分を載せることが困難でありますので、ざっくりとした部分しか書いておりませんが、基本的には課税の免除となりますので、来年の1月31日までに申請をしていただく必要がございますので、これにつきましてはできるだけ早い段階からいろいろな周知をしていって、こういうふうに減少されている方々が後で知らなかったということがないように、できるだけ広報ですとか使いながら、皆さんもし減少しているようであれば今年度は猶予という形がありますけれども、来年度につきましては免除の部分がありますので、もし減少しているようであれば活用できるように周知をしていき

いと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 今年度に関しては次年度2分の1かゼロかと、50%以上はゼロになっているのですけれども、今年度払う分は昨年度の方で決まっているわけですね。それに関する猶予という部分なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、猶予のほうなのですけれども、猶予につきましては今回のその他の部分に載っておりますけれども、基本的には2月以降に減少しているようであれば申請をしていただいて、必要書類、減少しているものが分かる書類が必要になりますけれども、これについては最長で1年間猶予ができます。ですので、2年度分についてはどうしても猶予という形しかございませんけれども、今年の部分で減少していれば来年度分、来年度かかる事業用の家屋の部分ですとか償却資産につきましては、この減少率に合わせて2分の1またはゼロという形で3年度は減免ができると、そういう制度になっております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今と関連する質問なのですが、これ連続3か月、どうしても連続しなければいけないのですか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

どうしても基になっております地方税法のほうで連続する3か月となっておりますので、言い方がちょっとあれかもしれないのですけれども、落ちているところを3つ引っ張ってきてもということはいけませんので、2月から10月まで期間がございますので、もしどうしても収入が落ちているようであれば皆さんそれぞれその3か月、一番下がっている部分、そこを使いますので、3か月連続する部分どこが一番下がっているのか、これ10月までありますので、今後の状況を見ながら一番苦しいところの3か月間を見ていただいて、前年のところとの比較が出てきますので、前年の2月から10月までの収入と今年の2月からの収入を見比べていただいて、税務担当が言うのもなかなかあれなのですけれども、できるだけ皆さんが苦しいというところが分かるところを活用していただければ減免の対象になりますので、なかなか面倒なのはあるかもしれませんが、どうしても税金でございますので、手間かかるかもしれませんが、去年のと今年の、今後の本当10月までありますので、その差があるところを使っていただければそれなりの対応ができると思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今の説明理解しますが、町民の方たちどうしても3か月ということで、やっぱりここに重きがいくと思うのですけれども、今おっしゃったように2月から10月までの間、どこか3か月低いところという、そういう説明をきちんと広報でも何

でもいいから知らしめていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 答弁は要りますか。

○3番（平山美知子君） よろしいです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 内容なのですけれども、便利上このような形で書いたと思うのですけれども、まず町民税の住宅ローン控除制度の特例ということで、ちょっと曖昧な表現がほかのところにもあるのですけれども、例えば一定の要件を満たした場合というのいろいろな数字が、ほかの数字もありますけれども、例えば住宅ローンに関してはどのような条件が一定の条件なのか、その辺教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今回の住宅ローン控除の部分なのですけれども、基本的に入居が条件になっている部分でございます。いついつまでに入居した分については何年度までという部分なるのですけれども、例えば今どうしてもコロナの関係で部品等が入らないということで入居が間に合わない、そうなったときについては、本来であれば一番長くて令和15年度までの部分までしか控除ができないのですけれども、入居ができなかったということが明らかであれば1年延ばせると、そういうような形になってございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 続いて、固定資産税のその他で徴収猶予制度に関してですが、これも令和2年2月以降の収入に相当の減少があると。この相当というのは具体的に、それぞれ町民の方も少しでも相当と思われる方もいるし、もし具体的な数字があるのでしたら教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

ここの部分につきましては、こちらのほうも前年同期に比べておおむね20%以上減少している方ということになっておりますので、そういった方がいらっしゃいましたら申請をしていただければと思います。これにつきましては、ホームページのほうには既にアップはしてございます。ただ、なかなかホームページのほうも、先ほど別件で小寺議員からご指摘ありましたけれども、コロナのところから入っていけるのですけれども、見づらいかもかもしれません。あと、広報のほうに掲載が間に合わなかったのと、大分紙面を使いますので、今日発送になっております広報と一緒にチラシのほうを全戸配布させていただいております。手元にあるのであれなのですけれども、こういうA4の両面サイズのもので一応の簡単なQ&Aもつけてございますので、もしどうしてもコロナの影響等で減少しているということであれば、申請に来ていただければこちらのほうで中身を確認して対応させていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私たち議員もなかなか理解するのは難しい内容ですので、今そのペーパーを見ていないので何とも言えないのですけれども、もし広報する場合には町民の方が分かりやすい内容、ホームページもそこにすぐに入りやすいところ、表示を心がけていただきたいなというふうに思います。また、どうしても税務課のほうに行きづらい方もたくさんいるので、ぜひ相談しやすい環境で町民の方が困ったときにすぐに対応、優しく、分かりやすく対応していただきたいなと。今もしているとは思いますが、それ以上にやっぱり、なかなか税金のことって聞きづらいことも多くありますので、その辺対応、広報の対応、あとは接客というか、対応のほうを十分に気をつけて行っていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、ホームページのほうなのですけれども、こちらについてはどこまでできるかということで昨日うちの担当等々とも話をしていますので、できるだけ分かりやすいところに、そこがすぐに行ける形でできればいいと思いますので、どこまでいけるか分からないですけれども、まずホームページについては対応できるような形でいきたいと思います。あと、対応につきましては、なかなか皆さん本当に、どうしても税務という身構えることもあるのかもしれませんが、うちの職員もどちらかというと若手が多い場所ですので、あまり身構えるような職員もそんなにいないと思いますし、来られた町民の方に対しての対応につきましてはできるだけ分かりやすい形で、そこで諦めて帰ることがないような形で、できるだけ分かりやすい対応は心がけたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） まず、固定資産税のわがまち特例の部分なのですけれども、該当する事業所というのは町内業者にはないようなことを言っていましたけれども、どういった業種なのか。羽幌町にはないといってそれでいいというものでもなくて、どういった業種が本来こういうのに該当するのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今手元に細かい部分はないのですけれども、まずこの適用を受けるためには別の法律で定められております生産性向上特別措置法という部分で認定される事業が対象になってございまして、今までにないような先進技術を使ったようなものの活用という形だったとい

うふうに記憶しております。そこに対応する部分で、もともとは設備等々が該当になっていたのですけれども、こういう苦しい時期にもまだまだ頑張ろうというところでやっていただける事業者に対しましてはこの部分で、まず事業用の家屋と、あと構築物についても特例の対象にするという形になってございますので、これも新たに対象という形になりますので、公布以降ですので4月30日以降に新たにという形になりますので、そういうところがございましたら対応になるという形になっております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 細かい部分ということで、どういった業種というのもあれですけれども、町内事業者にはないということですので、町内のことはあれですけれども、例えばこういった時期に町外からそういった業種が入ってくるということもなかなかないとは思いますが、もし仮に入ってきた場合に対象となるのかどうなのかもお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的に固定資産税の部分になりますので、町内事業者以外でも町内にそういう部分を造って、施設というか、固定資産を取得したときについては対象になりますので、期間につきましては来年の3月31日まで、ここまでに取得した家屋ですとか構築物になりますので、もし今年の12月いっぱい取得になれば令和3年度からの3年間、3、4、5年度が軽減の措置になります。課税の部分でいくとゼロになりますので、基本的には課税がかからないと。1月以降3月までに取得された場合については、これは今度令和4年度からの3年間になりますので、4年度、5年度、6年度と減少になりますので、そうやって積極的にそういう技術を使いながら来ていただける事業者があればこういう形で課税免除ができるという形になっております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それについては分かりました。

もう一つ、1の事業用の家屋及び償却資産の部分ですけれども、これについては連続する3か月間の事業収入がということでしたけれども、3か月平均での減少なのか、月単位でなのか、その辺もう少し教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

3か月間の事業収入となりますので、例えばですけれども、2月、3月、4月、これを積んでいただいた部分のやつを去年と今年とで比べるという形になりますので、最終的には平均という形になるかもしれませんが、要は3か月間のを積み上げていただいて今年と去年とで比べていただくという形になりますので、今年が悪くても来年も同じ時期悪ければそんな差がなくなってしまうので、その辺は皆さん、まずは本当に去年のところを見ながら一番活用しやすいところを選んでいただければと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 本当に事業者さんのほうで前年度の売上げ等を見ながらということですが、先ほど小寺議員のほうからも周知であったり広報という部分もありましたので、これについては町だけではなくてやっぱり事業者さん、事業所が関わってきますので、関係機関でいえば商工会とかにもなりますので、そちらのほうとも協力していただきたいなと思いますけれども、その辺改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 答えいたします。

今阿部議員おっしゃられましたとおり、なかなか役場に行きづらい方でも商工会のほうなら行きやすいなという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺につきましては早い段階で商工会さんのほうともお話をさせていただいて、そういう相談が来たときにはなるべくこういうのを活用できるような形で指導等をしていただけるように協力のほうもお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第8号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第9号

○議長（森 淳君） 日程第6、承認第9号 専決処分の承認について「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」（第2号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第9号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年5月15日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分をしたものであります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億9,058万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ74億8,858万2,000円とするものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。2款総務費、特別定額給付金給付事業費6億8,078万2,000円の補正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき町民1人当たり10万円の特別定額給付金を支給するものであり、事務費として578万2,000円、特別定額給付金6億7,500万円を計上しております。

7ページを御覧ください。3款民生費、児童措置費758万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し給付金を支給するものであります。事務費として58万6,000円、臨時特別給付金700万円を計上しております。

次に、13款諸支出金、職員給与費221万8,000円の補正は、特別定額給付金の支給に係る職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員に係る人件費となっております。

なお、本補正予算に係る財源につきましては全額国庫補助金となっております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。特別定額給付金につきましては来週から給付を開始する予定となっており、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては来週中に通知書を発送し、6月上旬の児童手当支給日に合わせ給付を行うよう事務を進めております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第9号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 質問をいたします。

2点あるのですが、この申請書が私のところにも昨日届いておりました。ずっと読んで

いて気がついたのですが、全世帯を対象にこのように給付されるというような文書が届くというのは私の記憶ではないのですが、中には高齢で独り暮らしで、失礼ながら字もよく読めないという、そういう方も当然おられると思うのです。そういう人はいつまでたっても町には申請書が届かないという場合もあり得るかと思うのです。そういう人、何も返事も来ない人についてはどう対応するのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

前回、何年か前は忘れましたが、前回は全世帯に給付という事業が過去にもありまして、今回3か月という期限がありますが、状況を見ながら申請ない方、高齢の方とか、恐らく議員おっしゃるとおりの方がいらっしゃるのも想定されますので、連絡が取れる範囲でできる限り全町民に給付が渡るように連絡等をして対応していきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） その連絡なのです。恐らくまずは電話なのだろうと思うのですけれども、そういう方というのは往々にして電話の対応はいいのです。はい、はい、分かりましたと。はい、やりますと。そのことを信じて、まだいつまでたっても来ないわと。そうしたらもう削除とか切り捨てるということがないように、私も何年か前そういう方と相談を受けて行ったら、町からの封筒が封も切られず積んであるというお宅がありました。どうして封も開けないのと言ったら、やっぱり字も読めないから、どうせ封を切っても字を読めないからそのままにしてあるという、そういう方がいたのです。そういう方には膝詰め、訪問をして、これはぜひ得になるものだから書いてください。書けなかったら私が代わりに書きますよぐらいまでを対応してやらないと、そんな何十人もいないと思うのです。本当の数人かと思うのです。そのぐらいの対応までできるならばしてあげないと、そういう人はそのまま損をしてしまうということになりかねないのですが、その辺の考えはどうですか。お願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

前回リーマンショック時のときにでも全世帯への給付がありまして、そのときに限ってもどうしても申請がない方はシステム上分かりますので、家庭に訪問も含めて対応してきておりますので、今回に限りまして申請されていない状況を確認しながらそのような対応をしていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） もう一点ですが、これは前々回の特別委員会で私お聞きしたのですが、外国から羽幌に来られている方、研修生だとか、あと学校の英語指導で来られている方もいらっしゃると思うのです。そういう人は対象になるのかと聞いたら住民基本台帳に載っていれば対象になるということだったのですが、台帳に載っているのかどうか、今回は対象にならないのかどうか。もしならないのであれば、ぜひとも町独自ででも対象に

してあげてはどうかということも私前回言ったのですが、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

基本的に台帳に載っている外国人は当然対象になるということで、現在全員が対象かどうかという回答はできないですけれども、現在外国人の今回給付に対する方が24名ほどいるということは確認しております、制度にのっとりまして載っている外国人には給付するという形になっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほど財務課長の説明で来週から給付を行うということで話されていたのですが、町民の中では報道等を見て羽幌町は月末だということで何で遅いのだろうという声も聞かれます。実際のところ今財務課長は来週からということで、スケジュール的に遅れはないのか、その辺スケジュール的に大丈夫でしたら大丈夫ということで、それは町民安心しますし、スケジュール的な遅れがあるのかないのか、その辺、今週からもう受付とか、もしよければ今どういう段階に来ています、今後はどういう作業が残っているのを説明していただければと思います。お願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

一部報道のほうでも月末という、確かにおっしゃっていましたが、遅くとも月末というような考えでありまして、現在のところ順調にいきますと来週月曜日あたりから給付にかけた伝送処理等を行いまして、来週中には早い方では給付が始まるということで今事務が進んでいるところで、予定どおりというか、来週末給付ということで恐らく、よほどトラブルがない限りは給付されるということで進んでおります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 大きなまちですと人数も多いので、処理がかなりかかるという話も聞きますけれども、羽幌町の場合は4,000世帯ちょっとですか、だと思っておりますけれども、例えば今日封書を出してどれぐらいの時差というか、かかるのでしょうか、出してから振込がされるまで。それって大体の目安でどれぐらいで、土日もかかったりですとかするとは思っておりますけれども、1週間も2週間も待たされるのか、それとも大体数日とか、もし目安があれば教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

目安の段階でいきますが、当初は恐らくかなりの申請が、今日に限りまして5分の1以上の申請が戻ってきております。それで、最初のうちは若干の給付が、口座確認等の手間がありまして若干遅れるかと思いますが、申請後、次の日に伝送処理をいたしますと、

その2日後、遅くとも3日後には給付するという形で今のところ進んでおります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 分かりました。

もう一つ、これも町民の方の心配というか、10万円もらったら、これは所得になるのだろうか。本当に真剣に考えていて、もしこれが所得になればそれに対する税金で持っていられるのではないかと。そうしたら10万円のうちちゃんと税金分取って置いたりという方も、そう思っている方もいらっしゃるのです。私自身もそれは……どういう収入になるのか、税金がかかるのか、かからないのか、その辺を教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 答えいたします。

今回の特別定額給付金と、あと子育て世帯への臨時特例給付金につきましては、国のほうで法令等を改正いたしまして、これについては非課税という形でなっておりますので、もらったからといって税金がかかることはこれに関してはございませんので、できれば使っていただければいいと思いますけれども、そういう形でも税がかかることはございません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 本当に、きっと町から見たら当たり前のことで、国の制度だからかからないのを何だろうと思うかもしれませんが、町民ってこういうこと、小さいことですが、心配をしている方がいっぱいいるのです。何かの形でぜひ町民の方に正しい情報を伝える仕方があればいいなというふうに思っていますので、よろしく願います。答弁は要らないです。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について「令和2年度羽幌町一般会計補正予算」（第2号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第33号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第33号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億658万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた国や道による緊急事態宣言を受け、営業自粛や地域間の移動制限等に伴い、経営に甚大な影響を受けている飲食業または旅館業を営む事業者に対し支援を行うものであります。

支援の内容につきましては、事業継続の意思のある事業者に対し、1事業者当たり20万円の支援金を支給するものであります。

なお、財源につきましては全額地方創生臨時交付金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。今回の支援策につきましては新型コロナウイルス感染症による影響が甚大な事業者に対し先行実施するものであり、このほかにも地域経済や町民生活の支援について予定しており、事業内容が整い次第速やかに補正予算を提案させていただきたく支援を実施したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第33号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、令和2年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 3時15分）